

神戸市交通局自動車部営業所における遠隔点呼システムの導入等委託業務仕様書

1. 業務目的

遠隔点呼システムの導入により、運行管理業務の効率化と安全性の維持向上を図るとともに、持続可能な対面点呼と同等の水準以上の運行管理体制の確立を目的とする。本業務は、単なる機器導入にとどまらず、安定した運用の確立を含めたものとする。

2. 業務範囲

受託者は、以下の業務を実施すること。

- (1) 遠隔点呼システム一式の提供
(映像・音声による点呼機能および点呼記録の保存・管理機能を含む)
- (2) アルコール検知器との連携
- (3) 導入作業（履行場所における設置、設定及び調整を含む）
- (4) 利用者（点呼執行者・運転士）への操作説明（必要に応じて簡易な教育を含む）
- (5) 運用開始後の保守・サポート
- (6) 必要な説明及び導入支援を実施すること

3. 履行場所

本業務の履行場所は、以下の2か所とする

- ・主拠点 神戸市交通局自動車部中央営業所
〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7-65
- ・従拠点 神戸市交通局自動車部中央営業所北町操車場
〒651-1222 兵庫県神戸市北区大原 3 丁目 19

4. 必須要件

本業務において提供するシステムは、以下の要件を満たすこと。

- (1) 国土交通省が定める遠隔点呼に関する要件（通達）に適合していること
- (2) 映像および音声により、遠隔で確実に点呼を実施できること
- (3) 点呼記録を電子的に保存し、検索および出力が可能であること
- (4) アルコール検知結果と点呼記録を紐付けて管理できること
- (5) 通信の暗号化およびアクセス制御等、必要なセキュリティ対策が講じられていること

5. 提案事項

受託者は、以下の事項について具体的に提案すること。

- (1) システムの信頼性および通信の安定性の確保方法

- (2) 当局の点呼業務に適合した運用方法および業務効率化の方策
- (3) 点呼執行者および運転士にとっての操作性および教育方法
- (4) 障害発生時の対応方法および代替手段の提案
- (5) 保守・サポート体制（対応時間、対応内容等）
- (6) 導入実績及び類似事例

6. 運用要件

- (1) 当局の現行点呼業務に適合した運用が可能であること
- (2) 令和8年10月下旬までに安定した運用開始が可能であること
- (3) 必要な説明および支援を行うこと

7. 導入・試験

- (1) 機器の設置、設定、接続確認および動作試験を行うこと
- (2) 当局立会いのもと受入確認を実施すること
- (3) 操作マニュアル等の資料を提出すること

8. 成果物

- (1) システム一式
- (2) 操作マニュアル及び運用手順書
- (3) 試験結果報告書
- (4) 設定情報一覧その他当局が必要と認める資料